

平成26年6月吉日

「三重の木」認証事業者 様

「三重の木」利用推進協議会
事務局
三重県木材協同組合連合会

「三重の木」認証事業者への支援事業の実施について（ご案内）

梅雨の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、平成26年度においても、大工・工務店、建築設計事務所及び製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用した住宅を建てたいといった消費者ニーズに対応する取組等を支援する「三重の木」等推進事業を実施することとなりましたので、事業を実施しようとする事業者は、所定の書式に必要書類を添付の上、申請期限までにお申し込み下さい。

記

1. 「三重の木」等推進事業

(1) 補助対象

大工・工務店、建築設計事務所、製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」及び「あかね材」を利用した住宅を建てたいといった消費者に対する住宅見学会や住宅相談会の開催及び「三重の木」の認知度を高めるイベントへの参加、住宅フェアへの出展などの取組に対する支援の実施。

- ・ 事業の着手日は、当方から通知する補助金の交付決定日以降となります。
(交付決定日以前に着手した場合は補助金は交付されません。)
- ・ 認証事業者2者以上が連携して本年12月末日までに事業が完了する14取組(グループ)に補助金が交付されます。

※この事業は一般住宅における「三重の木」認証材・「あかね材」認証材の利用の促進につながる取組に限定します。

(2) 補助額

補助対象事業費の10/10とし、1取組（グループ）当たりの補助金額は、10万円以内とします。

(3) 補助対象経費

- ①印刷費（イベントの告知等のパンフレット、チラシの印刷）
- ②広告料（イベントの告知等の経費）
- ③報償費（イベントの講師等に対する謝金）
- ④使用料及び賃借料（会場、体験ツアーのバス代等の借料等）
- ⑤需用費（消耗品費等）
- ⑥旅費（講師の旅費）
- ⑦役務費（通信運搬費、手数料）

<注>飲食費、実施者の賃金等は補助対象経費となりません。

(4) その他留意事項

- ①知事が本事業の成果の検証を図ろうとする時に、協力できるものに限る。
- ②パンフレット作成などの経費については、イベントの来場者数等を勘案のうえ、適正な数量（単価）で積算してください。なお、過大と思われる場合には補助金額を減額する場合がありますのでご注意ください。
- ③その他不明な点がある場合には事務局に適宜相談してください。

(5) 補助金の交付申請方法

- ①申請期限 第一次募集 平成26年6月末日まで
- ②申請方法 事業実施計画書（様式1）、事業内訳書（様式2-1）、申請事業者役員等一覧表（様式3）に必要事項を記載の上、関係書類を添付して、「三重の木」利用推進協議会（三重県津市桜橋1丁目104番地 三重県木材協同組合連合会内）宛に提出する。

(6) 補助対象者の決定

申請書類を審査の上、決定致します。

<注>希望者が予算に満たない場合は、再募集致します。